

税と経営の情報誌

2025.3 № 532

きずな



《今月の笑顔》



有限会社 G'zWORKS

せぬまありさ
瀬沼有彩さん



2024年度租税教育事業

～「小学校租税教室」「O×税金クイズ動画」のご紹介～



タックスコーナー

「優良な電子帳簿のススメ！」



実践税務調査

「役員が従業員の結婚披露宴に
出席する際の祝い金と旅費の取り扱い」



公益社団法人
八王子法人会



法人会では、小学生 など年少者向け租 税教育事業に取り 組んでいます

八王子法人会では、租税教育事業について、様々な取り組みを行っています。「小学校租税教室」への講師派遣、「税に関する絵がぎコンクール」、親と子の税金教室への「税金クイズ」提供や、地域の催しへの税金クイズの提供など様々な事業に関わっています。その中でも、租税教室では、社会貢献委員会、青年部会を中心に、今年度は市内小学校22校に講師を派遣し、合計1400名以上の児童の前で登壇しました。講師は延べ35名に及び、小学生として初めて最後の租税教室を実りあるものにしようと、それぞれ工夫しながら伝えていきました。

3頁目には、加住小学校で行われた租税教室の様々と、「〇×税金クイズ」の動画を、ご紹介しています。



22校1400名以上が受講、35名の講師が児童の前に登壇

2024年度八王子法人会租税教室講師担当小学校一覧

【社会貢献委員会担当】

5月17日 松枝小学校	6月4日 元木小学校
6月12日 第三小学校	6月17日 川口小学校
7月4日 横山第二小学校	7月9日 梶田小学校
9月19日 長房小学校	11月25日 高嶺小学校
1月22日 上巻分方小学校	1月27日 由井第二小学校
2月14日 加住小学校	

【青年部会担当】

5月7日 第五小学校	6月11日 緑が丘小学校
6月14日 第一小学校	6月21日 第二小学校
6月25日 大和田小学校	6月26日 第四小学校
7月11日 鎌水小学校	10月9日 上柚木小学校
1月20日 宇津木台小学校	1月25日 第十小学校
1月30日 城山小学校	



▲講師も授業のサポートも加住地区役員が担当しました



▲地元小学校での租税教室を見学する地区役員の方々

加住小中学校 租税教室

小中一貫校として運営されている八王子市立加住小中学校の小学部6年生を対象とする租税教室が2月14日、同校の6年生の教室で開催されました。

通常、社会貢献委員会と青年部会が中心となり進めている租税教室ですが、今回の開催は、加住地区会役員の働きかけにより実現しました。地区組織が主体となり、地元の小学生に税の大切さを知ってもらおうという新たな取り組みとなりました。当日の講師や、授業のサポート役も、全て加住地区役員が自ら担当しました。

「〇×税金クイズ」動画を掲載しています



親と子の税金教室2024 「〇×税金クイズ」 in 勝沼ぶどうの丘



こちらのQRコードを読み取って頂きご覧ください。読み取れない場合やパソコンなどでは、「八王子法人会社会貢献委員会」で検索し、ご覧ください。

2023年度、2024年度に開催された、「親と子の税金教室」の中で、参加者の皆様と一体となり実施した「〇×税金クイズ」の様子をYouTubeにアップロードしています。2023年度は「西武園ゆうえんち」、2024年度は「勝沼ぶどうの丘」において開催されました。日帰りバスツアー内で行う企画です。毎年訪問地が変わり、親子で参加する恒例事業となっています。

2025年度も楽しい企画になるよう、担当委員会が企画内容の検討を始めています。動画をご覧いただき、税金クイズと、事業の楽しさを感じて頂けると幸いです。

全法連・東法連が合同賀詞交歓会を開催

～八王子法人会から清宮会長をはじめ、代表6名が出席しました～



相澤副会長 神田副会長 山田監事 清宮会長 飯沢副会長 吉野副会長

全国法人会総連合（全法連）と東京法人会連合会（東法連）の合同新年賀詞交歓会が1月22日に帝国ホテルで開催され、当法人会から清宮会長をはじめ、代表6名が出席しました。

当日は、小林栄三全法連・東法連会長による新年のあいさつで開会。続いて来賓を代表して、横山信一財務副大臣及び奥達雄国税庁長官があいさつ、乾杯は、藤波一博全国納税貯蓄組合連合会会長が行いました。

2024年度会員増強月間特別表彰授与式を開催

法人会では10月から12月まで「会員増強月間」とし、市内を中心とし未加入法人の皆さまを法人会にお誘いする活動を地区、支部、部会を中心に展開しました。役員一丸となり積極的に法人会をご紹介し、PRや入会をおすすめし、70社を超える新しい会員をお迎えすることが出来ました。

1月20日に行われた表彰式では、清宮会長から記念品が手渡されました。

ご入会いただいた皆様により法人会を身近に感じていただけるよう、事業展開を積極的に進めていきます。



▲清宮会長(左)より記念品を授与される古里 由井地区会計

表彰対象となった支部・部会

元	八	地区	第1支部 (3社勸奨)	北八王子	地区	第2支部 (3社勸奨)
元	八	地区	第2支部 (3社勸奨)	由井	地区	第2支部 (3社勸奨)
恩	方	地区	第1支部 (3社勸奨)	由木	地区	第4支部 (3社勸奨)
東	地区	第1支部 (5社勸奨)	青年	部会		(9社勸奨)
東	地区	第2支部 (8社勸奨)	女性	部会		(3社勸奨)
南	地区	第2支部 (3社勸奨)				

青年部会「新春・会員の集い」を開催

第1部「労務セミナー」・第2部「新年会」



▲気心の知れた仲間が集いました



▲小松部会長



▲初の試み“ゲーム大会”大いに盛り上がりました

青年部会では、1月24日に『新春・部会員の集い』を、第1部が「労務セミナー」・第2部が「新年会」というスタイルで開催されました。第1部の労務セミナーは、“ハラスメント予防”がテーマであり、法律面から見たハラスメント予防を弁護士から、実務面から見たハラスメント予防を社会保険労務士から解説していただきました。「ハラスメントをする人は、自分の行為がハラスメントで

あることを認識していない」そうです。第二部ではアトラクションとして、“ゲーム大会（内容：ストラックアウト）”が取り入れられました。初の試みとなるこの内容は、予想以上に接戦（トップもビリも）となり、大変盛り上がりました。また、今回、青年部会の事業に初参加という新部会員の方も、他のメンバーとすぐに馴染んでおり、青年部会の居心地の良さが改めて感じられました。

5地区による「新春・会員の集い」を開催

南地区／東地区／中央地区／西八地区／高尾地区



▲地区の枠を超えた幅広い交流の場となりました



▲お楽しみ抽選会で景品を手に記念撮影



▲セミナー講師：岸田功典氏

地区事業でも2月15日に『新春・会員の集い』が開催され、こちらは南地区／東地区／中央地区／西八地区／高尾地区の5地区による合同事業でした。「地区の枠を超えた交流を広めよう」ということでスタートしたこの事業も、賛同する地区が徐々に増え、今回はこれまでで最大となる

5地区での開催となりました。当日は交流を広めるだけでなく、「変化を続ける皮膚科・美容皮膚科の最新事情」というテーマでの健康セミナー（講師：高尾駅南口皮フ科 院長 岸田功典 先生）や、お楽しみ抽選会もおこなわれ楽しく有意義な時間を過ごすことが出来ました。

北八王子地区「防犯セミナー・会員交流会」を開催

北八王子地区では、2月13日、法人会事務局研修室にて「防犯セミナー」を開催しました。

講師は、八王子警察署生活安全課長の吉井英樹様にお越しいただきました。内容は主に、闇バイト強盗の被害を未然に防ぐための対策についてお話しをいただきました。

警察では、個人情報を奪われて家族に危害を加えると脅されるなど、やむをえず犯行に加担してしまう前に、見つけて思いとどまらせる事に注力しており、相談窓口を設けているそうです。緊急時の110番通報の他に、お困り事は、警察相談専用電話#9110をご活用いただきたいとのことです。

また、参加者の中に、実際に「郷ひろみ」を語った詐欺メールが送られてきたという方がいて、ロマンス詐欺にも十分ご注意くださいとのことでした。講師が「郷ひろみ」のモノマネを交えながら説明して下さい、



▲講師の八王子警察署生活安全課長 吉井秀樹氏

楽しく和やかな雰囲気セミナーとなりました。

「防犯セミナー」終了後には「八王子うかい亭」で、豪華ランチコースの会員交流会を開催いたしました。

北地区「会員交流ミュージカル観覧バスツアー」を開催



▲隣接するディズニーリゾートのディズニーアンバサダーホテルを後ろに記念撮影

北地区では、2月6日に「会員交流ミュージカル観覧バスツアー」を開催しました。今回は、恒例となってきた“劇団四季”ミュージカル「美女と野獣」を企画し、36名と、ここ数年の開催では最も多くの参加がありました。企画担当の馬場第3支部長の一声で、自己紹介タイムが設けられ、バスでの移動中、各参加者の企業PRと、自己紹介で親睦が深まりました。イクスピアリ内の「今半」での昼食後は、「美女と野獣」を観覧。ご参加頂いた多くの方から“次回は〇〇にしよう！”と、早くも来年の期待を寄せる声も聞かれました。

役員が従業員の結婚披露宴に 出席する際の祝い金と旅費の取り扱い

～ 実践 税 務 調 査 ～

税理士 牧野義博

販売費一般管理費について内容の検討を行っていたところ、常務取締役が従業員の結婚披露宴に出席した際の祝い金および旅費が福利厚生費で処理されていました。当社では若手社員を多く採用しており、最近、結婚披露宴に役員がご招待を受けるケースが増えてきているようです。さっそく調査の内容を見ていきましょう。



調査官 当社の慶弔規定等を見せていただけませんか？



担当者 どうぞ。



調査官 従業員等の結婚に際して支出される結婚祝い金の規定を見ると、一般職の方と係長級以上の方とで支給額が異なりますね。



担当者 はい。何か問題でもありますか？



調査官 一般職の方は3万円で、いわゆる役職者は6万円となっています。金額の算定根拠はどうされましたか？



担当者 特に計算根拠はありませんが、役職者は会社への貢献度を考慮して決めています。慶弔規定で決めていれば問題ないと聞かされているのですが。



調査官 税務上では、慶弔規定が定められているからといって、すべて福利厚生費として認められるわけではありません。仮に慶弔規定がなくても、支給事由や金額が社会通念上相当と認められるのであれば、福利厚生費として扱ってよいとしています。



担当者 社会通念上相当と認められるものと言われても難しいですね。



調査官 本来、使用者から金品を支給された場合には、使用人としての地位に基づいて支給されたと認められますので、原則は給与課税されます。しかし、このようなことは慣習として広く行われていますので、一般に贈答されている程度のものには課税せず、支給を受ける人の社会的地位等を考えて、世間一般的な常識の範囲内であれば課税しないとしているのです（所得税基本通達28-5）。



担当者 よくわかりました。



調査官 今回の件は福利厚生費の範囲と認められます。ところで、常務取締役が従業員の結婚披露宴に出席した際に旅費を支給していますが、往復で5万円かかっていますね。



担当者 従業員の実家が遠方なものですから、航空運賃が高くてついでにしまいました。



調査官 経理上はどう処理しましたか？



担当者 結婚祝い金と同様に福利厚生費としました。



調査官 この場合、税務上では常務取締役の給与となりますので、源泉所得税の課税漏れが発生しています。



担当者 しかし、結婚披露宴に招待されたのは、会社の常務取締役として出席するためであり、また、労使の信頼関係の発展の意味から必要なものであると思います。



調査官 お考えはよくわかりますが、結婚は個人的な慶事に当たりますので、常務取締役が結婚披露宴に招待されるということは、個人の資格で参加されることとなります。



担当者 わかりました。給与として源泉所得税の納付手続きを行います。これが得意先の結婚披露宴であった場合はどうなるのですか？



調査官 社外の者の慶弔等に際して支出する金品の費用は交際費となります。ただし、ここからは事実認定となりますが、会社の役員や従業員との個人的な関係に基づくことが判明した場合には、給与課税が発生することとなります。



■ 筆者紹介

牧野義博（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



優良な電子帳簿のススメ！



そういえば最近よく「優良な電子帳簿」っていう言葉を見かけるな。あれってなんだろう？

ご興味がおありですか？それでは私が説明いたしましょう！！

国税庁担当者



経理担当者

そもそも 電子帳簿等保存ってなあに？



税法上保存が必要な「帳簿」「書類」をパソコン等で作成している場合、

- ① システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- ② 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じることができること

を満たせば、**プリントアウトすることなく、電子データのまま保存することができる**というものです。

プリントアウト
不要



いちいち「帳簿」や「書類」を印刷してファイリングしなくてもいいんですね。



じゃあ 優良な電子帳簿ってなあに？

税法上保存が必要な「帳簿」につき、上の①②に加え、

- ③ 訂正・削除・追加の履歴が残ること
- ④ 帳簿の相互関連性があること
- ⑤ 取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があること

を満たすものは優良な電子帳簿として、その帳簿に関連する過少申告があっても、**過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減される**というものです。

うっかり入力誤りなどがあっても、加算税の負担が軽くなりますね。



そうですね。
そのほか、内部統制や対外的な信頼性の観点からも優れています。
ただし、**以下の点にご注意**ください。



この措置の適用を受けるためには、

- あらかじめ（法定申告期限までに）届出書を提出していること
- その課税期間の最初から優良な電子帳簿として備付け・保存を行っていること

が必要となります。



すべての帳簿について、要件を満たす必要があるのでしょうか？

いいえ、一定の帳簿に限定されています。



● 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の5%軽減措置の対象となる帳簿の範囲

- ①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿

「③その他必要な帳簿」の具体例（※）

売上帳、仕入帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿、固定資産台帳、繰延資産台帳、貸金台帳（所得税のみ）、有価証券受払い簿（法人税のみ）

※ 所得税・法人税の場合の具体例です。消費税については、消費税法に規定する一定の帳簿が対象となります。

「③その他必要な帳簿」とは、具体例で示されているものすべてを作成しなければならないのですか？



いいえ、ご自身が作成されている帳簿のうち、上記の具体例に該当するものについて、要件を満たしていただければ大丈夫です。



なるほど。うちの会社は手形を扱っていないので、「受取手形記入帳」や「支払手形記入帳」は作らなくていい、ということですね。



そのとおりです。
国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」では、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税軽減措置の判定チェックシートやQ&Aなどを掲載していますので、ご覧ください！

～これから会計ソフトを導入する方へ～

これから会計ソフトを導入しようと思うけど、どの会計ソフトが優良な電子帳簿の要件を満たしているんだろう？



公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA（ジーマ））の認証を受けた会計ソフトは、優良な電子帳簿の機能要件を満たしており、そのパッケージや説明書に、「JIIMA認証マーク」がついています。ご購入の際に参考にされるといいですよ！
認証を受けた会計ソフトの一覧は、JIIMAのホームページに掲載されていますので、是非ご活用ください。

※ 認証ソフトが、ご自身が作成されている帳簿に対応しているかについても、別途ご確認ください。なお、優良な電子帳簿となるためには、機能要件のほか、システムの説明書やディスプレイの備付け等の要件も満たす必要があることにご留意ください。



JIIMA認証マークの一例

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



無電柱化事業へ配電線地中化工事設計を通して貢献

国道、都道、観光地等における“電柱類の地中化設計”事業に取り組む、株式会社オールクライム（代表取締役：高橋清美さん）。東日本大震災や、街の景観から、“配電線の地中化”は近年益々事業として広がり、市民は街の景色が綺麗になったと実感している方も多いかと思います。株式会社オールクライムの事務所がある八王子と新宿から、八王子市をはじめ、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県と関東を広く事業展開しています。

会社のロゴマークは“∞”。「無限に広がっていく想いを込めて付けました。オールクライムという社名は、“皆で登る”として、日々前を向き、一步一步山を登るように努力する意味を込めています。」（高橋社長）

今後も安定した事業展開が望める確かな土壌

『交渉』『設計』『積算』の3本柱で配電線地中化工事の前段階までに取り組む株式会社オールクライム。「電柱地中化を推進し、環境にやさしい安全・安心な街づくりを考え、電線共同溝地中化工事の設計に力を注ぐとともに、社会貢献させて頂いています。」（高橋社長）

「東京都では、今後の新設される道路は全て電柱地中化で建設されていきます。そのため、今後数十年と成長が見込まれます。我々は、この事業を通して、お客様から常に信頼され、常に選ばれる会社であり続けるために、日々スキルアップをし、上り続けていきます。」（高橋社長）

交渉
スピーディーな交渉



- 仮図までにより即完了目標(交渉・議事録作成含む)
- 交渉前の段階取り
- 迅速なお客様対応
- 分かりやすい議事録作成

設計
致命的ミスの無い設計。



- 計画的な納品(3カ月納期)
- 仮図時において、徹底したセルフチェック
- 見やすい図面

積算
徹底したセルフチェック



- 組み合わせ前、徹底したセルフチェック
- 交渉者及び設計者と最終読み合わせを行い、見落としのないダブルチェック
- 正確なファイリング



ホームページと会社紹介パンフレットには、企業理念や事業への取り組みについて紹介されています



高橋社長（右端）と、従業員の皆さま

八王子事務所
〒192-0051
東京都八王子市元本郷町2丁目6-15
電話：042-623-3060
FAX：042-686-0187

新宿事務所
〒161-0034
東京都新宿区上落合2-22-12ウインズ落合306
電話：03-3365-6404
FAX：03-5338-6028



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



- ▼今月の笑顔は、「有限会社G'zWORKS」を訪問し、代表取締役の瀬沼剛さん、総務の瀬沼有彩さんにお話を伺いました。
- ▼水のトラブル、配管工事を中心に、給湯器新設、衛生設備工事、UR空き家、一般空き家の修繕工事、大規模修繕、エアコン設置修繕工事など様々な事業を手がける「有限会社G'zWORKS」。社長の瀬沼剛さんをはじめ、スタッフみなさん明るい雰囲気伝わってきます。
- ▼充実した福利厚生が特徴の有限会社G'zWORKSさんは、月に2回、定期的に柔道整復師の資格者が、スタッフの体のメンテナンスを行っています。「定期的に食事会など行っており、社員12名の交流を深めています」(瀬沼社長)
- ▼セミナーなど定期的なスキルアップを図っています。「技術だけでなく、セミナーに参加してもらっています。年に2回は参加しており、言葉使いやマナーなどの向上も図っています。こうしたセミナーに参加することは同業では珍しい事です。経営能力向上のセミナーにも参加してもらってます」(瀬沼社長)
- ▼表紙に登場いただいた、総務の瀬沼有彩さん。「メール、請求書作成、電話対応、給与振り込みを行っています。6月にはエステ部門を開始予定で、そのための準備を行っています」(瀬沼有彩さん)
- ▼趣味は旅行という瀬沼有彩さん。「いろいろな国に旅行に行くのが好きですね。語学学校に通っていました。ワーキングホリデーで、オーストラリアにステイしていました。帰国後剛社長次男と結婚し、当社に入社しました」(瀬沼有彩さん)



代表取締役

せぬま つよし
瀬沼 剛さん

総務 (社長次男嫁)

せぬま ありさ
瀬沼有彩さん

- ▼「地域密着で24時間対応しています。水に関するこの他、緊急対応もしていますので、トラブルにはすぐに対応いたします。八王子の他、横浜でも展開しています。個人個人のスキルもありますので技術力では負けません。ファミリーバリュー経営でまともながら頑張っています。何かございましたら是非お声掛けください」(スタッフ一同)

〒193-0801
八王子市川口町1520
電話：042-659-2738
FAX：042-654-0542
<https://www.gz-works.com/>



電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

発行者 公益社団法人 八王子法人会	会長 清宮 仁	発行日 令和7年3月5日	
編集者 公益社団法人 八王子法人会	広報委員長 小林 一 仁	印刷 スズキ美術印刷(株)	
発行所 公益社団法人 八王子法人会	東京都八王子市大横町14-25	東京都八王子市南町9-8	
第49巻 第12号 通巻532号	電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566	電話(042)626-2600(代)	

ふるさと散歩
多摩の植物

ユキヤナギ

白い小さな花をいっぱいにつけたユキヤナギは、春さきの庭でよく見かけるが、本来は本州の関東以西、四国、九州などの河川すじによく見られ、自生状態で分布しているのはとくに関東地方の川ぞいには多い。長藤、御岳溪谷にはけっこう多い。

江戸時代の本草学者・貝原益軒はその著「花譜」の中で「葉は柳のごとくにして小なり。花は小にして白く、一重なり。一株より数多く集まり生ず。枝のすえに数多く集まりひらくこと雪のごとし」とひそかに絶賛している。

言葉どおり、そのやさしい枝振り、花のつきかた、なんと愛すべき花だろう。また、ユキヤナギとはなん

と雅びた名であろう。確かに人をひきつける、ひかえめな花といえるかもしれない。

あるとき、御岳溪谷の岩の間から生えたユキヤナギの株に練習中のカヌーが引っかかり、抜け出すのに苦労していた若者があった。あとから来た仲間の協力でなんとか抜けだし、これを見ていた私たちに手を振って川を下っていった。ほのぼのとしたものを感じた。

約40年に渡り、裏表紙を飾って頂いてきた菱山忠三郎氏の「多摩の植物」ですが、今月号をもって完結となります。次号では、菱山氏のインタビュー記事を掲載予定です。

写真・資料提供

菱山忠三郎氏

身近な自然環境を大切に



法人会

